

# 一般社団法人漁業情報サービスセンターの常勤役員候補者の公募について

下記のとおり常勤役員候補者を公募いたします。

令和6年4月15日

一般社団法人漁業情報サービスセンター

記

## 1 公募対象者

常勤役員候補者 1名（業務執行理事 1名）

## 2 公募の期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30（火）まで

## 3 任期

令和6年6月下旬頃に開催予定の定時総会で理事に選任された日から令和7年6月下旬頃に開催する定時総会終結まで（その後、再任される場合もあります）

## 4 職務内容等

### （1）職務内容

業務執行理事として、法令及び本法人の定款の定めるところに従い、代表理事を補佐し、その業務を執行する（定款の詳細は、本法人ホームページをご覧下さい。）。

### （2）勤務条件及び報酬額

週5日勤務。年報酬額1,090万円、通勤手当は別途支給します。

ただし、役員報酬は、総会の承認を得なければならないこととなっており、経営状況により変更される場合があります。

## 5 応募資格・経験等

- ① 心身ともに健康であり、就任時において満65歳未満であること。
- ② 本法人の社会的信用を維持、向上させることができること。
- ③ 代表理事を補佐し、本法人の目的を達成するために行う事業を適時確実に執行できる能力を有すること。また、本法人運営に不可欠な一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び財務諸表に関する基礎的な知識を有すること。
- ④ 漁業、漁海況、水産資源その他の水産に関する相当の知識、経験を有し、かつ本法人の事業内容及び事業に関連する法令及び技術について知見を有すること。
- ⑤ 組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

- ⑥ 行政機関、調査研究機関又は民間企業等との涉外交渉や調整業務を円滑に遂行できる十分な経験と能力を有していると認められること。
- ⑦ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条第1項各号に該当しないこと。

## 6 応募方法

### (1) 応募書類

- ① 履歴書（市販の履歴書用紙、JIS規格 A3判A4の2つ折）  
学歴、職歴（職務内容を具体的に記述）、取得資格、健康状態等を記載し、3か月以内に撮影した顔写真を貼付）
- ② 5の応募資格・経験等を踏まえた自己PR（A4版用紙2枚以内。横書き、12ポイント、30文字×30行）

### (2) 提出方法

郵送によること（封書の表に「応募書類在中」と赤書記載。）。

### (3) 提出先

〒104-0055

東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル6階

一般社団法人漁業情報サービスセンター 総務部 宛

### (4) 提出期限

令和6年4月30日（火）17時必着

## 7 選考方法

選考は、常勤役員候補者選考委員会規程第2条の規定に基づき設置された「役員候補者選考委員会」により行われます。

### (1) 書類選考（一次選考）

- ① 提出された応募書類に基づき選考します。
- ② 書類選考の結果は、本人に通知します。その際、面接試験を受けていただく方は、面接日時・場所等を通知します。なお、面接試験会場までの往復の旅費は自己負担となります。

### (2) 面接試験（二次選考）

面接試験の結果、理事会に推薦する常勤役員候補者（業務執行理事）を選考します。なお、選考の結果、常勤役員候補者がない場合もあります。

## 8 選考の結果

- (1) 役員候補者選考委員会において選考された常勤役員候補者（業務執行理事）は、その後開催される理事会の決議により、定時総会における理事選任の候補者となります。
- (2) 令和6年6月下旬頃に開催予定の定時総会において審議の結果、理事に選任され、その後開催される理事会において理事の互選により常勤役員（業務執行理事）の選定が行われます。

## 9 その他

- (1) 応募書類につきましては、一切返却いたしません。
- (2) 応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的以外には使用しません。
- (3) 応募にかかる費用は、全額応募者負担とさせていただきます。
- (4) 選考の過程に関するご質問には一切お答えできません。

## 10 応募に関するお問い合わせ先

一般社団法人漁業情報サービスセンター

総務部長 宮本

☎ 03-5547-6888

### 《参考》

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

#### （役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 削除
- 三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）